

ファミリーホームへの援助について

○グループホーム運営上のリスク

- ※ 子どもの事故（単独あるいは単発の事故、子ども同士のトラブルによる事故）
- ※ 子どもの病気（単独あるいは単発の疾病、伝染性の疾病）
- ※ 子どもからの被害（住居の損壊、火災等）
- ※ 保護者からの被害（物理的被害、精神的被害、ストーカー的行為等）
- ※ 養育者の病気、事故、要レスパイトの状況
- ※ その他

○入所している子どもへの適正な対応

- ※ 発達障害、情緒障害を抱える子どもへの対応を行う上での、専門的助言
- ※ 慢性疾患、病弱な子どもへの対応を行う上で必要となる、日常的な医学的見地からの助言
- ※ 子どもの苦情受付窓口および対応のための手立て
- ※ 保護者からの苦情受付窓口および対応のための手立て、不当な苦情に対する法的助言および援助
- ※ その他

千葉県における、児童グループホームは、これまでの経過から、里親型ファミリーホームからの移行がまず行われることになると考えられる。そこで、その運営は、法人ではなく完全な個人により行われることが予想され、運営上のリスクに加え、子どもへの適正な対応を行うために、組織的なバックアップが不可欠となる。

一つが、突発事態、事故等へ対応するための経済的バックアップの制度化。基金設立による援助や保険加入のための補助など。

さらに、技術的援助、人的援助、突発事態に備えた子どもの一時的な避難場所（ホームが風水害、火災に見舞われた場合の避難先、伝染性疾患が発生した場合の避難先等）の提供あるいは手配などを行う、バックアップチームの設置が必要であり、これらの援助があることにより、子どもへ安定した福祉の提供が可能になる。

バックアップチームの設置にあたっては、抱える脆弱性が里親と近いものであることから、里親援助の手立てと共通する部分が多いと考えられる。また、子どもの苦情解決、保護者の苦情解決の手立てについては、千葉県運営適正化委員会の機能活用なども考慮できる。

バックアップにあたっては、福祉、心理、医学、法律等多方面の専門家の参加あるいは、それぞれの専門家への橋渡しが可能となる組織あるいはチームの設置が望ましく、加えて日常的な運営の援助を行えるスタッフの配置が必要である。また、経済的問題へ直面する場面も多々考えられることから、経理、経営的側面からの援助も可能となるよう配慮が必要ではないか。